

役員報酬に関する規則

(昭和 60 年 12 月 25 日 制定)

(平成 11 年 9 月 1 日一部改正)

(平成 17 年 8 月 27 日一部改正)

(平成 23 年 8 月 17 日一部改正)

(平成 24 年 3 月 17 日一部改正)

(平成 25 年 5 月 11 日一部改正)

(平成 30 年 9 月 8 日一部改正)

(令和 7 年 9 月 5 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の役員報酬の支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員報酬とは、役員に対して支給する役員としての職務遂行の対価をいう。

(報酬の種類)

第 3 条 役員報酬は、固定報酬と執務報酬の二種とする。

2 執務報酬は、会議の出席及び本協会の認める職務遂行に対して支給するものとする。

(役員報酬の額)

第 4 条 固定報酬の額は、別表に定める金額を上限額とし、理事会で決定する。

2 執務報酬の額は、別表に定める執務報酬年度総額の範囲内とし、旅費及び日当に関する規程に基づき支給する。

(役員報酬の支給)

第 5 条 固定報酬は、毎事業年度末月に一括して支給し、執務報酬は、その都度支給する。

(月割り計算)

第 6 条 役員が、任期の途中で就任又は退任した場合の固定報酬は、毎月 15 日に在職していたことをもって 1 ヶ月として月割り計算する。

(規則の改廃)

第 7 条 この規則を改廃するには、総会で決議しなければならない。

附 則

この規則は、本協会の設立許可のあった日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規程施行までの間は、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は平成 17 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 23 年 8 月 28 日から施行する。

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年5月11日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年9月8日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年9月5日から施行する。

(別表)

役 職 名	固定報酬年額	執務報酬年度総額
理 事 長	54万円	300万円
副理事長	36万円	
常任理事	30万円	
理 事	15万円	
監 事	10万円	

注： 1 固定報酬年額は一人当たりの金額の上限額

2 執務報酬年度総額は役員全員の総額